



## 使用済み小型家電製品の啓発イベント

10月から開始する使用済み小型家電製品の回収に伴い、実施内容をより良く知っていただくために使用済み小型家電製品の啓発イベントを行います。



啓発イベントは、イベント広場(津島神社西側)で開催される十六市、青垣生涯学習センターで開催される文化祭に出店する形で行います。

イベント当日は使用済み小型家電製品の回収も行っています。皆さんの来訪をお待ちしています。

イベント当日は使用済み小型家電製品の回収も行っています。皆さんの来訪をお待ちしています。

### 日程

十六市 10月18日(日)

文化祭 10月30日(金)～11月1日(日)

- 町指定のごみ袋に入れ、袋の口をよくしばって出してください。
- 古新聞、雑誌は資源ごみに分別し

### もえるごみ

ごみの減量と資源ごみの有効利用のために、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、カン(飲料用、酒類用)、びん(飲料用、酒類用、調味料用)、ペットボトル、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着、紙パック、ミックスパーパー(紙リサイクルマークのついたもの、封筒、冊子、紙袋など)、有害ごみをきちんと分別してください。

- 粗大ごみ収集利用券を貼付し、環境管理課(☎33・5082)へ

### 粗大ごみ

- 町指定のごみ袋に入れ、袋の口をよくしばって出してください。
- スプレー缶、カートリッジボンベ缶、使い捨てライターは中のガスを抜いてから出してください。
- 茶色のビンは資源ごみに分別してビンの収集日に出してください。

### もえないごみ

それぞれの収集日に出してください。

清掃工場(環境管理課) ☎33・5003

## 正しいごみの分別をしましょう ごみの減量と資源ごみの有効利用を

33・2762)に収集を依頼してください。

### 資源ごみ

- カンは異物を取り除き、中を水洗いし、よく乾燥させ、中身の見える透明の袋に入れてください。
- びんは、異物を取り除き、王冠・キャップを外して中を水洗いし、よく乾燥させ、中身の見える透明の袋に入れてください。
- ※リターナブルびん(お酒・しょう油の一升びんやビールびん、牛乳びんなど)は、洗浄して繰り返し使用できるびんです。販売店や酒屋などに引取を依頼してください。
- ペットボトルは、異物を取り除き、キャップやラベルを外して中を水洗いし、よく乾燥させ、中身の見える透明の袋に入れてください。
- 古新聞(新聞の折り込み広告を含む)、古雑誌、ダンボール、古着、紙パック、ミックスパーパーはひもでしばってください。
- ※紙パックは水で中を洗い、切り開いてよく乾燥させ、古新聞と分け集積場へ出してください。

### 有害ごみ

- 有害ごみ(蛍光灯、乾電池など)は、透明の袋に入れ、不燃ごみの集積場に出してください。

### 町を良くするしくみ

## 赤い羽根共同募金運動

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内) ☎34-2118

期間 **10月1日(木)～**

皆さんからお寄せいただいた募金は、町の福祉活動を支援するために使われています。

また大規模な災害が起こった際は災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するためにも使われます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
※赤い羽根共同募金運動の詳細は、町社会福祉協議会発行の「よろこび」92号をご覧ください。

※昨年、町で共同募金を活用し実施した事業内容や金額の詳細は、赤い羽根ホームページ(<http://www.akaihane.or.jp>)をご覧ください。





## 期限までに申請書などの提出をお願いします 臨時福祉給付金の受付をしています

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部(健康福祉課内)  
☎ 33・9001、33・9002

臨時福祉給付金の受付をしています。期限までに提出をお願いします。

**受付期限** 12月1日(火)

※土・日曜日、祝日を除く

**受付時間**

午前8時30分～午後5時15分

**申請方法**

健康福祉課窓口へ持参か郵送

※窓口が混雑しますので、郵便での提出にご協力をお願いします。

**給付金対象者**

平成27年1月1日現在において、田原本町に住民登録をされていて、平成27年度の住民税が課税されていない人

※課税されている人に扶養されている人、生活保護の受給者などは除きます。

**前回受給された人の提出方法**

前回受給され、今年度も対象と思われる人は、こちらから送付した申請書(請求書)に、必要事項を記入のうえ、添付書類をそろえて提出してください。

**前回受給しておらず、給付金の対象と思われる人の提出方法**

給付金申請書送付申込はがき(広報8月号の折り込みか、健康福祉課窓口で入手できます)を提出し、申請書(請求書)などが届いた人は、必要事項を記入のうえ添付書類をそろえて提出してください。

**給付金申請書送付申込はがきの提出はお早めに**

給付金の対象と思われる人で、まだ給付金申請書送付申込はがきを提出していない人は、お早めにご提出ください。

**振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください**

自宅や職場などに、町役場や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりして、不審に思ったら、町役場や警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 国民健康保険に加入の40～74歳の皆さんへ 特定健診(集団健診)を受けましょう

特定健診は、医療機関で直接受診する個別健診と集団健診の2種類の受診方法があります。まだ受診していない人は受診しましょう。



### 集団健診の日程

#### 実施日

11月15日(日)、12月6日(日)

#### 受付時間

午前9時～11時

#### 場所

町民ホール(町役場西側)

#### 申込方法

5月末に発送した「特定健診のご案内」に同封の特定健康診査受診申込ハガキで、実施日の2週間前(必着)までに申し込んでください。ハガキがない場合、電話での申し込みも可能です。

国民健康保険からのお知らせ

## 医療費を全額支払った場合、 申請すると費用の一部が支給されます

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

国民健康保険の被保険者が次の理由で医療費を全額自費で支払った場合、申請すると費用の一部が支給されます。

①ギブス・コルセットなどの補装具の装着を行った場合

②緊急時など、やむを得ずに被保険者証を提示しなかった場合

**支給額** 療養に要した費用から一部負担金に相当する額を控除した額(療養に要した費用とは保険適用費)

用額となります)

(例)3割負担の人：療養に要した費用の7割の額を支給

**申請方法** 申請に必要なものを持って、住民保険課へお越しください。

**申請に必要なもの**

①の場合 被保険者証、印鑑、振込先の通帳、領収書、意見書、装具装着証明書

②の場合 被保険者証、印鑑、振込先の通帳、領収書、診療報酬明細書